

J R松田駅前町営臨時駐車場の臨時休業

「まつだ観光まつり」で使用するため、町営臨時駐車場は次の時間、利用ができませんのでご協力ください。また、20時前に車の移動をお願いします。なお、駐車している車両を移動することがあり、移動費用は車両所有者にご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

日 時 8月26日(金) 20:00～27日(土) 19:00

問 合 せ 環境経済課 商工観光係 TEL83-1228

障害者歯科健診のお知らせ

様々な理由で歯科医院受診が困難な障害のある方を対象に、地域の歯科医師や歯科衛生士の方が歯科健診や歯科相談を行います。この機会にぜひご受診ください。

日 時 9月8日(木) 13:00～15:00
場 所 足柄上合同庁舎 2階 研修室
対 象 者 身体・知的・精神障害者の方
内 容 歯科健診・歯科相談
申し込み 8月25日(木)までに、健康づくり係にお申し込みください。
問 合 せ 健康福祉課 健康づくり係 TEL83-1226



平成23年度 神奈川県・松田町合同総合防災訓練を実施します

県と町では、大規模災害発生時の初動対応等の実践的訓練を通じ、地域防災力の強化と防災意識の高揚を図るとともに、関係各機関の相互連携と広域応援体制を確認するため、次のとおり防災訓練を実施します。

日 時 9月4日(日) 10:00～12:00(雨天中止)
※展示体験コーナーは9:00より開催
場 所 酒匂川町民親水広場(中央会場)ほか
注 意 当日は自衛隊や警察、消防のヘリコプターが巡回し、会場周辺の交通規制もあります(見学自由)。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
問 合 せ 庶務課 防災防犯係 TEL83-1221

第2回 やどりきふるさと大学校

日 時 8月21日(日) 9:00～12:00 ※雨天中止
場 所 中津川河川
集合場所 寄自然休養村管理センター前
テ ー マ 溪流ウォッチング ～みて、きいて、さわって、かんじよう!～
講 師 津山志保子さん
持 ち 物 水着・浮輪・タオル・帽子・濡れてもよい運動靴・水中メガネ網・飲み物等
参 加 費 500円
申し込み プロジェクト寄事務局(大館) TEL・FAX89-2323
主 催 NPO法人プロジェクト寄
共 催 松田町

広報まつだ

おしらせ号

平成23年8月1日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222
ホムペ・ウェブサイト <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

第37回 町民ソフトボール大会 参加チーム募集

日 時 9月11日(日) 8:30～ 開会式
※雨天の場合は9月18日(日)へ延期
場 所 酒匂川町民親水広場(男子) 松小グラウンド(女子)
登 録 ①自治会単位または町内事業所単位の15名以内でチーム編成(但し、中学生チームは、高校生以上の者3名以上をチーム内に含めること。)
②単独チームで編成できない自治会は、隣接の自治会とのチーム編成も可
③特例として混成チームも可
④チーム編成については女子混合も可(但し女子は経験者に限る。)
申 込 先 8月24日(水)までに町体育協会へ
なお、自治会チームは地区スポーツ員へ
問 合 せ 町体育協会事務局 TEL83-6600



サマー舌鼓の会 参加者大募集!

毎年恒例の富士屋ホテルと松田ライオンズクラブ、町の給食ボランティアの方々のご協力をいただき、大変好評の「サマー舌鼓の会」を今年も開催します。
おいしい昼食の他、ライオンズクラブの杉山さんによる楽しい催し物もあります。参加者数に限りがありますので、ぜひお早めにお申し込みください。

日 時 8月22日(月) 正午～
場 所 健康福祉センター 3階休憩室
(松田町松田惣領17番地2)
対 象 者 町内の70才以上の一人暮らし高齢者
参 加 費 無料
そ の 他 ご相談により送迎もします。
申し込み締切 8月12日(金)
申し込み・問合せ 町社会福祉協議会 TEL82-0294



お忘れなく納付をお願いします

町 県 民 税 8月31日(水) 税務住民課町民税係 TEL83-1224
国民健康保険税 8月31日(水) 税務住民課国保年金係 TEL83-1225
後期高齢者医療保険料 8月31日(水) 税務住民課国保年金係 TEL83-1225
介 護 保 険 料 8月31日(水) 健康福祉課高齢介護係 TEL83-1226
※納付には、便利な口座振替をご利用ください。

ご存じですか? 児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を共にしていない世帯で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある方は20歳未満)を養育している方に、手当を支給する制度です。(所得制限あり)
※詳しくは、健康福祉課子育て支援係にご相談ください。

手当額(児童1人のとき、月額)
全部支給…41,550円
一部支給…9,810円～41,540円(所得額により決定)
(児童2人のときは5,000円加算、3人目から1人増すごとに3,000円加算)

児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、現況届の手続きが必要ですので、8月1日(月)～8月31日(水)の間に、健康福祉課へお越しください。

問 合 せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

ご存じですか? 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。(所得制限あり)
※詳しくは、健康福祉課子育て支援係にご相談ください。

手当額(月額)
重度障害児…1人につき50,550円
中度障害児…1人につき33,670円
◎障害の程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます。

特別児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、所得状況届の手続きが必要ですので、8月11日(木)～9月9日(金)の間に、健康福祉課へお越しください。

問 合 せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

子育て支援センターの休館日

子育て支援センターは、次の日程で休館となります。
同時に、ファミリー・サポート松田の業務もお休みします。

休 館 日 8月12日(金)～15日(月)

問 合 せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226